令和６年５月　第44号

むかしの井戸通信

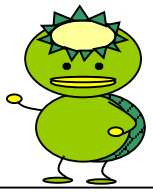

発行：防災安全課 防災まちづくり担当　042-325-0196

むかしの井戸通信は、市内各地に設置されている「むかしの井戸」の水質検査の報告など、井戸に関する情報をお届けするものです。

＜水質検査の結果を報告します＞

調査機関による水質検査を実施しました。結果は裏面をご覧ください。
※水道法に基づく水質検査は令和６年１月26日に実施（検査・報告：(株)江東微生物研究所）
※有機フッ素化合物の検査は令和６年２月１日に実施（検査・報告：(株)ｴｽ・ｲｰ ｻﾎﾟｰﾄ）

【検査内容と結果について】

むかしの井戸の水質検査は、水道法による水質基準項目のうち、特に検査が不可欠な検査11項目について、調査機関に依頼しています。

今回の検査は、各井戸で基準値を超えて検出されたことのある項目や有機フッ素化合物についても検査を実施しました。

【検査項目】
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、臭気、味、色度、濁度の11項目＋各井戸経過観察項目＋有機フッ素化合物

【水道法による水質基準値】（検査省略不可11項目）

項目	基準値又は指針値
一般細菌	100個/ml 以下
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下
塩化物イオン	200mg/l 以下

項目	基準値又は指針値
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l 以下
pH値	5.8～8.6
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

【今回「不適合」となった項目について】

一般細菌	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、これが著しく増加した場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。
亜硝酸態窒素	農業の肥料やたい肥、生活排水が土壌に流出することで井戸水から検出されることがあり、水の汚染の原因となります。
色　　度	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。
濁　　度	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。
臭　　気	水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装剤などに起因することもあります。
鉛	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
亜　　鉛	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
アルミニウム	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
鉄	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味（カナ気）や、洗濯物などを着色する原因となります。
マンガン	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈することがあります。

＜水質検査の結果を報告します＞

井戸名	所在地	深さ(m)	水道法に基づく水質検査結果 過去データ R03	R04	今回 R05	水質基準を超えた項目と検出値 項目名	単位	検出値	基準値・指針値	有機フッ素化合物（ng/l）※ 検出値（PFOS及びPFOAの合計）
なかよし	日吉町３-10-３	20	○	○	○	－	－	－	－	13
もみじ	光町１-15-４	20	○	○	○	－	－	－	－	11
つつじ	西町２-22-40	20	×	×	×	鉄	mg/l	0.88	0.3以下	13
						色度	度	9.7	５以下	
						濁度	度	4.4	２以下	
カメ	西町４-25-１	13	×	×	×	色度	度	18.5	５以下	25
						濁度	度	9.3	２以下	
90度	富士本３-19-11	17	○	○	×	味	－	浮遊物により検査不能	異常でないこと	2
ぐるぐる	新町２-２-69	16	×	×	×	味	－	浮遊物により検査不能	異常でないこと	12
室内プール前	西恋ヶ３-33-３	16	○	○	○	－	－	－	－	12
たきくぼ	泉町３-５-18	19	○	○	○	－	－	－	－	12
ポプラ	日吉町４-２-41	50	×	○	○	－	－	－	－	9
内藤橋	内藤１-28-20	26	○	○	○	－	－	－	－	11
かしの木	東恋ヶ窪６-17-48	43	×	×	×	アルミニウム	mg/l	0.71	0.2以下	120
						色度	度	19.7	５以下	
						濁度	度	9.0	２以下	
けやき	小平市上水本町６-22-２	39	○	○	×	色度	度	5.8	５以下	120
わかば	本多５-20-９	43	×	○	×	アルミニウム	mg/l	0.85	0.2以下	120
						臭気	－	腐敗性臭気	異常でないこと	
						色度	度	9.4	５以下	
						濁度	度	2.2	２以下	
武蔵国分寺	西元町１-10	17	×	×	×	鉄	mg/l	2.61	0.3以下	14
						色度	度	17.4	５以下	
						濁度	度	8.8	２以下	
高木	高木町３-25-60	41	×	×	×	色度	度	46.2	５以下	27
						濁度	度	23.9	２以下	
北町公園	北町５-24	65	－	×	○	－	－	－	－	250
戸倉神社	戸倉４-34	16	○	○	○	－	－	－	－	6.6
ふれあい	西町２-21-５	21	○	○	×	味	－	浮遊物により検査不能	異常でないこと	7.2
戸倉公園	戸倉４-８-４	18	×	×	×	一般細菌	個/ml	130	100以下	6.3
南町ひだまり	南町１-14-６	32	×	×	×	亜鉛	mg/l	7.108	１以下	84
						鉄	mg/l	4.34	0.3以下	
						マンガン	mg/l	0.106	0.05以下	
						色度	度	36.1	５以下	
						濁度	度	12.8	２以下	
東元町一丁目	東元町１-28-３	20	○	×	○	－	－	－	－	14
東恋ヶ窪でんしゃ公園	東恋ヶ窪１-280-５	50	×	○	○	－	－	－	－	4.2
さつき	内藤1-20-19	48	×	×	×	亜鉛	mg/l	18.234	1.0以下	150
新町ひばり	新町３－１－２４	50	－	×	×	亜硝酸態窒素	mg/l	0.838	0.04以下	8.8
						亜鉛	mg/l	28.734	1.0以下	
						味	－	浮遊物により検査不能	異常でないこと	
						濁度	度	3	２以下	

※有機フッ素化合物の調査結果で国が定めた「暫定目標値」50ng/l(PFOS及びPFOAの合計)を超過するものは、上表において塗りつぶしで表示しています。

【水道法に基づく水質検査結果について】

○：適　合

今回検査した水道法に基づく省略不可11項目及び経過観察項目全てが、基準値又は指針値の範囲内であった場合

×：不適合

今回検査した水道法に基づく省略不可11項目及び経過観察項目のうち１つでも、基準値又は指針値の範囲外があった場合

※濁度が不適合の井戸及び浮遊物がある井戸については味が測定できないため、測定不能となっています。

むかしの井戸は、災害時の生活用水を確保するために整備しています。

≪注意！≫　井戸水は飲まないでください。